

2009年7月21日 全5頁

# 確定拠出年金改正法、一度廃案に

制度調査部  
是枝 俊悟

## マッチング拠出導入は不透明に、拠出限度額は予定通り引き上げの見込み

### [要約]

- 「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」（以下、改正法案）が、7月21日に衆議院が解散されたため廃案となった。この法案は政府・与党の2009年度税制改正大綱における確定拠出年金関連の改正を行うものであった。
- 企業型確定拠出年金においては、これまで事業主のみしか掛金の拠出が認められていなかったが、改正法案では一定の範囲で従業員による掛金の拠出（マッチング拠出）も認められ、これに所得控除という形で税制上の優遇が受けられることとしていた。改正法案ではマッチング拠出を2010年1月から可能にするとしていた。
- 確定拠出年金制度の拡充については民主党税制調査会長も賛成しているが、次期国会における同様の法案の成立や2010年1月からのマッチング拠出の導入の実現性は不透明となった。
- 拠出限度額の増額も2009年度税制改正大綱における改正事項であったが、こちらは法改正なしで実現できる。そのため、近日改正政令を公布し、当初の予定通り2010年1月より限度額増が実現される見込みである。

(※)改正法案に規定された確定拠出年金制度の改正内容については、拙稿2008年12月25日発表レポート「2009年度税制改正大綱―確定拠出年金制度―」で解説した内容とほぼ変わりません。本レポートでは法案の経緯について解説しています。制度改正による減税額や年金原資増加額の試算については、拙稿「2009年度税制改正大綱―確定拠出年金制度―」をご参照ください。

## 1. 改正法案の概要と経緯

- 3月6日に閣議決定され、国会に提出されていた「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」（以下、改正法案）が、7月21日の衆議院の解散を受け、廃案となった。
- 改正法案では、主に確定拠出年金のマッチング拠出の導入と、国民年金基金の加入対象範囲の拡大が盛り込まれている。本レポートでは、改正法案のうち、確定拠出年金に関連する事項を取り上げる。
- 2008年8月に提出された厚生労働省の2009年度税制改正要望では(1)マッチング拠出の導入、(2)拠出限度額の引上げ、(3)加入対象者の拡大の3点が確定拠出年金制度の拡充案として要望されていた。このうち、(1)のマッチング拠出の導入については2008年10月に政府・与党が発表した「生活対策」にて改正が盛り込まれ、(2)の拠出限度額の引上げについても2008年12月に政府・与党が発表した「税制改正大綱」にて改正が

盛り込まれた。

- 今回の改正法案は(1)マッチング拠出の導入について手当てするものであった。
- しかしながら、改正法案は内閣から国会に提出された後、委員会に付託されることなく衆議院が7月21日に解散された。継続審議の手続きは取っておらず、改正法案の内容を次期国会で改正するためには、新たに同内容の法案が提出されなければならない。
- 一方、(2)の拠出限度額の引き上げについては、法改正なしで政令の改正のみで実現することができる。現行の確定拠出年金法第20条には、拠出限度額は政令で定める旨が記載されており、この額の改定については法改正の必要がない。近日、政令の改正が公布され、予定通り2010年の1月から拠出限度額が引き上げられる模様である。
- なお、(3)の加入対象者の拡大については当初より改正が行われる予定はなかった<sup>1</sup>。
- 確定拠出年金制度の改正の経緯についてまとめると、以下の図表1のようになる。

図表1 確定拠出年金制度改正の経緯

○は改正が提案された項目			(1)	(2)	(3)
			マッチング	限度額	対象者
2008年8月	厚生労働省	税制改正要望	○	○	○
10月	政府・与党	「生活対策」	○		
12月	政府・与党	税制改正大綱	○	○	
2009年2月	内閣	確定拠出年金法改正案を国会に提出	○		
7月		衆議院が解散、同法案は国会の審議がないまま廃案に			
現内閣中	内閣・厚労省	関連政令の改正の見込み		実現見込み	
今後?	新内閣?	同法案と同様の法案を国会に再提出?	実現?		

(1)…マッチング拠出の導入、(2)…拠出限度額の引上げ、(3)…加入対象者の拡大

出所：大和総研制度調査部作成

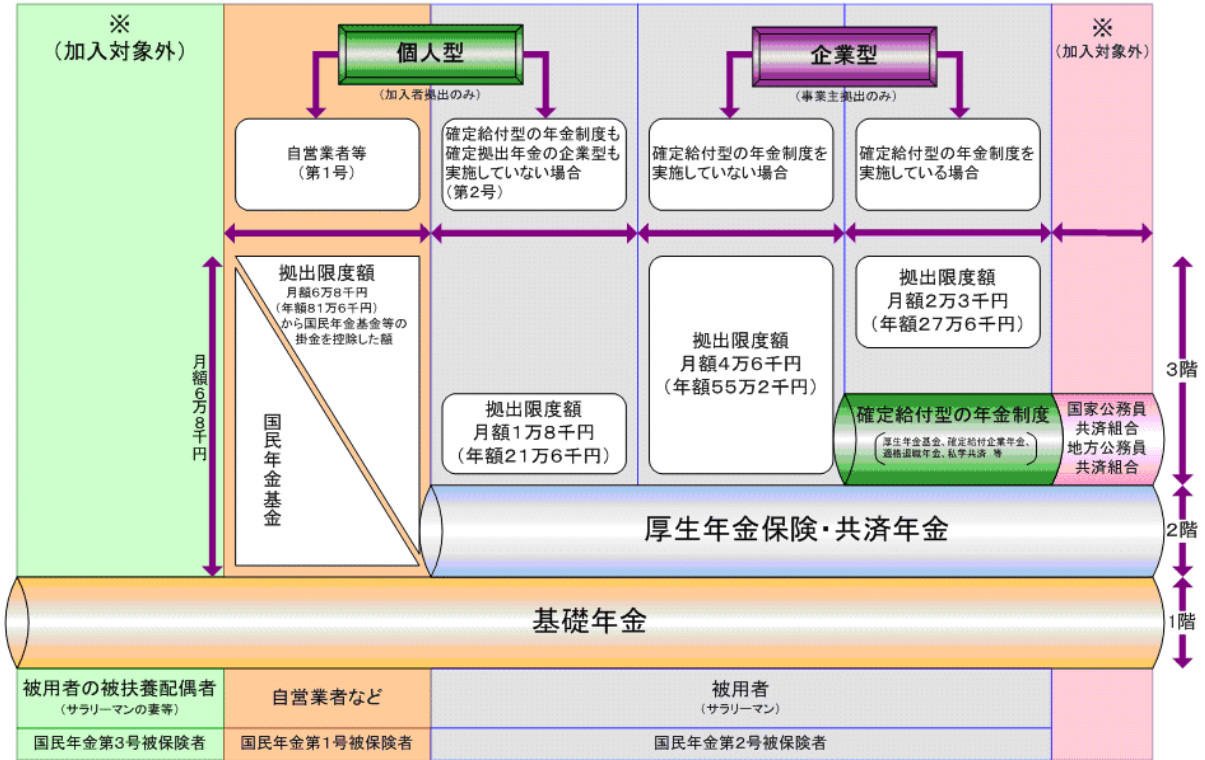
## 2. 現在の確定拠出年金制度

- 現在の確定拠出年金制度は、大きく企業型と個人型の2つに分けられる。企業型の確定拠出年金は事業主のみが掛金を拠出し、個人型の確定拠出年金は加入者のみが掛金を拠出する。確定拠出年金制度では、企業型の場合事業主の拠出金は損金算入、個人型の場合加入者の拠出金は所得控除され、いずれも税法上優遇されている。

<sup>1</sup> (3)の加入対象者の拡大については、税制改正大綱等に改正の記述はなく、(改正法案の提出当初より)2009年度では改正が行われない見込みであった。

- 拠出限度額は、個人型の場合、国民年金の第1号被保険者であるか否か、国民年金に加入しているか否かで区分される。企業型の場合、確定給付型の企業年金制度に加入しているか否かで区分される。それぞれの区分ごとの拠出限度額は下の図表2に示される。

**図表2 現行の確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係**



(※) 確定拠出年金の加入対象外

出所: 厚生労働省ウェブサイト

### 3. 改正法案および関連政省令で手当てされる (予定であった) 内容

#### (1) マッチング拠出の導入について【改正法案の内容：廃案に】

- 企業型確定拠出年金に導入する予定であったマッチング拠出の制度の概要は図表3に示される。
- 改正後は、①掛金を従業員も拠出できるようになっていた。
- 拠出限度額については、②事業主拠出分と従業員拠出分の合算で限度額の範囲内、かつ、③従業員の掛金は事業主の掛金と同額までの2つの条件をつけるとしていた。従って、例えば拠出限度額が月額51,000円となった場合、事業主の拠出額が30,000円ならば従業員の拠出額は21,000円まで、事業主の拠出額が20,000円ならば従業員の拠出額も20,000円までとなる予定であった。
- なお、③の「従業員の掛金は、事業主の掛金と同額まで」というルールは改正法案での明記はないが、2009年度税制改正要望時点で厚生労働省が計画していたものであり、今後の政省令の改正にて規定されることが予想されているものであった。
- 従業員の掛金については、④所得税・住民税所得割において所得控除の対象 (小規模企業共済等掛金控除に含まれる) となり、税制上の優遇が受けられる予定であった。
- ⑤マッチング拠出は2010年1月から可能となる予定であった。

図表 3 マッチング拠出の制度と法令の手当て【ただし、改正法案は廃案となった】

①	掛金を従業員も拠出できる	改正法案に明記
②	掛金は、事業主拠出分と従業員拠出分の合算で限度額の範囲内	改正法案に明記
③	従業員の掛金は、事業主の掛金と同額まで	政省令にて規定か
④	従業員の掛金は所得税・住民税において所得控除される	改正法案に明記
⑤	マッチング拠出は2010年1月から可能に	改正法案に明記

出所：大和総研制度調査部作成

## (2) 拠出限度額の引上げについて【政令改正にて実現の見込み】

- 2009 年度税制改正大綱では、企業型・個人型ともに確定拠出年金の拠出限度額を引き上げることが明記されており、これは確定拠出年金法施行令の改正による実現が見込まれる。
- 改正後の拠出限度額は、以下の図表 4 に示される。

図表 4 月あたり拠出限度額の引上げ【施行令の改正にて対応される見込み】

		現行	改正案
企業型	確定給付型の企業年金制度なし	46,000円	51,000円
	確定給付型の企業年金制度あり	23,000円	25,500円
個人型	厚生年金・共済年金の加入者(※1)	18,000円	23,000円
	国民年金の第1号被保険者(※2)	68,000円	68,000円
(※1)企業年金がない場合に限る			
(※2)国民年金基金に加入していない場合の限度額			

出所：与党税制改正大綱をもとに大和総研制度調査部作成

## 4. 今後の展望

- 確定拠出年金にマッチング拠出を導入するためには、確定拠出年金法の改正案が次期国会（以降）に再提出されなければならない。
- 自民党・公明党は 2009 年度税制改正大綱にマッチング拠出の導入を明記しているため、次期国会でも確定拠出年金法の改正に意欲を持つものと考えられる。民主党は「民主党税制抜本改革アクションプログラム」において確定拠出年金関連の言及はないものの、税制調査会会長の藤井裕久氏は改正法案の内容について賛成の意向を示している<sup>2</sup>。
- 確定拠出年金の拡充の方向性については与党・民主党ともに意見の相違はないようである。しかしながら、総選挙の結果次第では、他の政策課題に優先して取り組むなどの理由により、次期国会にて改正法案と同様の法案の提出が遅れたり、法案の改正が実現しなかったりする可能性もある。
- マッチング拠出の導入に際しては、運営機関のシステム整備などに時間がかかることが考えられる。したがって、次期国会での確定拠出年金関連の審議（および法案の成立）が遅れれば、2010 年 1 月からのマッチング拠出の導入の実現が困難となり、実施時期が見直される可能性もある。

<sup>2</sup> 野田毅、藤井裕久、薄井信明『特別鼎談＝平成 21 年度税制改正と今後の課題』（「税経通信」2009 年 2 月号）の 113 ページを参照。

- マッチング拠出の導入に関しては、加入者の従業員も導入企業も関心が高い。
- 企業年金連合会が2008年3月に発表した「2007年度確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書」<sup>3</sup>によると、マッチング拠出を「実現してほしい」または「どちらかという実現してほしい」と回答した企業型確定拠出年金の加入者は38.4%であった。
- また、特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会が2009年3月に発表した「確定拠出年金『マッチング拠出』『市場下落時の加入者動向』等に関する意識調査 調査報告」<sup>4</sup>において、マッチング拠出の導入について「関心があり、法改正後に早速導入したい」と回答した企業が11.6%、「他社の動向などを確認してから導入したい」と回答した企業が47.4%であった。
- 改正法案にて提案されていたマッチング拠出では、加入者（従業員）の拠出額は所得税および住民税所得割で全額所得控除されるものであり、マッチング拠出を行うと税制上のメリットが拡大するものであった。
- 所得控除付きのマッチング拠出が認められれば、減税効果も手伝って個人として拠出を行う企業型拠出年金の加入者は多いのではないだろうか。また、確定拠出年金の実施企業も加入者の希望を受けてマッチング拠出の導入が進んでいくものと考えられる。確定拠出年金制度が拡充すれば、「貯蓄から投資へ」の流れを推進することにもなり、長期的には株式市場の下支えをする効果も出てくることが考えられる。次期国会では、確定拠出年金法の改正による所得控除付きのマッチング拠出の導入が望まれる。

---

<sup>3</sup> 企業年金連合会のウェブサイトに公表されている。

([http://www.pfa.or.jp/jigyo/tokei/files/dc\\_chosa-2\\_kanyuu.pdf](http://www.pfa.or.jp/jigyo/tokei/files/dc_chosa-2_kanyuu.pdf))

<sup>4</sup> 特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会のウェブサイト上に発表されている。報告書は会員のみ閲覧できる。特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会のウェブサイトトップページは <https://www.npo401k.org/index.php> である。